高千穂町

都市計画マスタープラン

令和4年3月



高千穂町都市計画マスタープラン 目次

第1章 都市計画マスタープランについて
1. 策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 都市計画マスタープランとは・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 計画の対象区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
5. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第2章 高千穂町の現況と課題
1. 上位計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2.現況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
第3章 全体構想
1.基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
2. 目標値の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
3.将来都市構造図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 7
4.まちづくり方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 0
5. ゾーンごとの土地利用計画・・・・・・・・・・・・・・59
第4章 地域別構想
1. 地区区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
2.三田井地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 4
3.岩戸・上岩戸地区・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
4.押方・向山地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
5. 田原・河内・五ケ所地区・・・・・・・・・・・・・・ 78
6. 上野・下野地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8 1
第5章 計画の推進
1. 計画の実現に向けて・・・・・・・・・・・・・・・84
2. 計画の評価・見直しの方針・・・・・・・・・・・・・・85

第1章

都市計画マスタープランについて

第1章

都市計画マスタープランについて

1. 策定の背景と目的

高千穂町(以下、「本町」という。)は、これまで「高千穂町総合長期計画」や宮崎県が定める「都市計画区域の整備、開発および保全の方針」(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)に即しながら、まち全体にわたる適正かつ合理的な土地利用、適切な規模と配置を考慮した都市施設の整備などを中心にまちづくりを進めてきました。

本町では、人口減少・少子高齢化の進行、公共施設等の老朽化、自然・歴史資源を活かしたまちづくりへの対応、多発化・激甚化傾向にある自然災害への対応など、まちづくりに関する多くの課題を抱えており、地域の魅力を向上させ、安全・安心でコンパクトなまちづくりを目指すことが求められています。

「高千穂町都市計画マスタープラン」(以下「本計画」という。)は、こうした背景を踏まえ、都市計画法に基づき、本町における将来の都市計画に関する基本的な方針を明らかにすることを目的としています。

2. 都市計画マスタープランとは

「都市計画」とは、都市計画法の中で、住み良いまちをつくるための規制や誘導を図るものです。そして、都市計画マスタープランとは、法 18条2における「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、都市計画に関する総合的な指針としての役割を果たすものです。

本計画は、町の特性を理解した上で、まちの将来像を明確にし、その実現に向けての大きな 道筋を明らかにします。

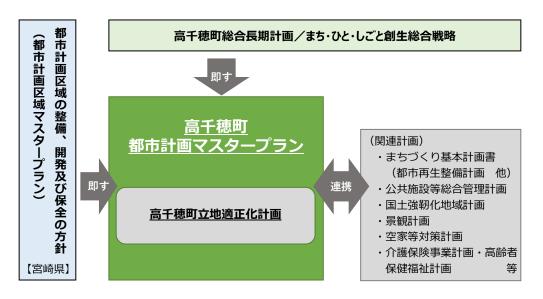
- 人口が減少に転じ、高齢化が急速に進む本町において、都市計画に関する総合的な指針として、これからのまちづくりや土地利用のあり方などを示します。
- 本計画に基づき、地域の住民組織が主体となるだけでなく、より多くの町民が参画し、町民 と行政の協働によるまちづくりを進めていきます。
- 町内各地域が持つ伝統的な生活文化などの個性を大切にしながら、本町が抱える課題を改善し、心豊かに幸せな暮らしを続けていけるまちづくりを目指します。

3. 計画の位置付け

本町のまちづくりに関する上位計画としては、「第6次高千穂町総合長期計画」や「第2期高 千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、宮崎県が策定する「都市計画区域マスタープラン」 があります。

本計画は、これらの計画に即すとともに、本町や宮崎県の関連計画等との整合を図りながら、 将来のまちづくりの方針を明らかにするものです。

■ 計画の位置付け



4. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、市町村が定める都市計画の基本方針であることから、都市計画区域を中心としますが、都市計画区域が中心部のごく一部であり、周辺の農山村部も含めた町全域のまちづくりにも配慮が必要なことから、高千穂町全域を対象とします。

5. 計画期間

本計画は、計画策定から概ね 20 年後の都市の姿を展望することとし、目標年次を上位計画である総合長期計画の更新時期と合わせ、令和 4 (2022) 年度から令和 22 (2040) 年度までを計画期間とします。

ただし、概ね5年ごとに計画の評価を行いつつ、必要に応じて計画の見直しを行います。